

# 特定商取引法が改正されました。 送りつけ商法は、即処分可能に！

インターネットの普及で気軽に利用できる通信販売ですが、その反面、通信販売での消費者被害は増加する一方です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けての巣ごもり生活により、さらに消費者被害が増加しています。また、ジャパンライフ事件(預託法及び特定商取引法違反)では、多くの人々が被害を受けました。

消費者被害の防止・取引の公正を図るべく、令和3年6月16日、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和3年法律第72号として公布されました。ここでは、特定商取引法について、主な改正を解説します。

## 送りつけ商法、即処分できます(令和3年7月6日以降)

申し込んでもいないのに商品を送りつけた事業者は、消費者に対し返還請求ができません。消費者は、売買契約なく送られてきた商品を即処分できるのです。

今までは14日間保管後でなければ処分ができませんでした。早く処分したい場合、業者に引き取り請求をすれば保管期間が7日間になりますが、こちらの電話番号を知られてしまいます。それが令和3年7月6日以降、即処分可能になり

ました。

また、売買契約がなく勝手に送られてきた商品は、代金を支払う必要はありません。業者に連絡を取る必要はまったくありません。業者から請求があっても支払わないようにしましょう。間違えて支払ってしまった場合、消費者ホットライン188に相談しましょう。

## お試しのつもりが、実は定期購入

通信販売はクーリング・オフができません。申し込み前に説明書を読み、じっくり考えて申し込むかどうかを決めれば良いからです。

「一度だけお試ししようとして申し込んだら、実は定期購入だった」という経験はありませんか？間違えて申し込んでしまう消費者が多いため、今回の改正で、通販の「詐欺的な定期購入商法」対策がされました。どのような対策がされたのでしょうか。

- 定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化
- 上記の表示によって申込をした場合に、申込の取り消しを認める制度の創設
- 通信販売の契約の解約の妨害に当たるとする行為の禁止
- 上記の誤認させる表示や解約の妨害等を、適格消費者団体の差止請求

## の対象に追加

定期購入でないと誤認させる表示により、間違っ て申し込んでしまった消費者は、契約を取り消すことができるようになります。

差止請求とは、適格消費者団体(北海道の場合は NPO 法人「消費者支援ネット北海道」)が、不当な勧誘や不当な契約などの事業者の不当な行為を止めるように求めることができる制度です。

不特定多数の消費者に対して、消費者契約法等に違反する不当な行為が対象となり、今回の定期購入でないと誤認させる表示についても対象です。この制度は、令和 3 年 6 月 16 日の公布から 1 年以内の政令で定める日に施行されます。

## クーリング・オフの書面、メールでも可能に

その他、消費者利益の保護増進のための以下の規定なども整備されています。

- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電子メールの送付等の電磁的方法で行うことを可能に
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設
- 行政処分の強化等  
(以上について、施行は公布から 1 年以内の政令で定める日)
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電子メールの送付等電磁的方法で行うことを可能にする規定改正  
(施行は公布の日から 2 年以内の政令で定める日)

めまぐるしい社会経済情勢の変化、情報弱者の消費者を食い物にする商法が後を絶ちません。

「変だな」と思ったら、消費者ホットラインへ相談しましょう。決して 1 人で悩みを抱え込まないことが大切です。

### 見守り 新鮮情報

インターネット通販で、「初回 300 円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったので、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4 か月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には 4 か月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は通常価格 1 万 5 千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。  
(60 歳代 男性)



## 「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

新型コロナウイルスの新規陽性者の発生が、中々収まっていないうなか、安心して教育部講座が開催できないことから、教育部では当面「紙上講座」という形で、必要な情報をお届けしております。

### 【今回記事の出典】

消費者庁「令和 3 年特定商取引法・預託法の改正について」

消費者庁「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の概要」

国民生活センター 令和元年 12 月 19 日報道発表「相談激増！「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？ - 解約したくても「解約できない」、「高額で支払えない」……

国民生活センター 令和 2 年 9 月 17 日報道発表「新しい“消費”生活様式の影響で相談増加！？インターネット通販のトラブルにあらためて注意！」

消費者庁 平成 29 年 3 月 16 日報道発表「預託法及び特定商取引法違反の事業者に対する業務停止命令、取引停止命令等について」

消費者庁「消費者団体訴訟制度」